資料２

平成28年6月2日

東京都都市整備局

市街地建築部

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

第14条の適用に係る基本的な考え方について（技術的助言）

待機児童対策として平成27年度から新たに創設された小規模保育事業等の地域型保育事業は、低年齢の児童のみを対象とするとともに、迅速な整備を図るために、小規模な施設について既存建物も利用して展開することが想定されています。このような低年齢児を対象とした施設における高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下、「条例」という。）の審査に当たっては、施設の利用実態並びに建築物及び敷地の状況を踏まえて迅速かつ適切に運用していく必要があります。

平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、「小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化」（別添1）が位置づけられ、これを受けて国土交通省から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく条例の運用について」（平成28年6月2日付国住指第484号）（別添2）が通知されました。

また、これまでも、条例第14条の適用については、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第14条の適用に係る基本的な考え方について（通知）」（平成26年10月30日付26都市建企第648号）を示してきたところですが、改めて東京都福祉保健局から保育所も含めて通知がありました(別添3)。

このため、条例第14条に係る技術的助言として、下記のとおり通知します。

記

１　保育所については、上下階の移動等は児童の体格を考慮すると人的介助により対応が可能なこと、並びに出入口、廊下及び車いす使用者用便房の寸法は、建築物移動等円滑化基準を満たさなくても小児用車いすを使用することで、円滑に利用できる場合もあることから、施設の利用実態に応じて迅速かつ適切に運用すること。

２　特に、小規模保育所等の対象年齢が原則として０歳から２歳までの低年齢児を対象とする保育所については、児童が自立して車いすを利用することや上下階の移動等が見込まれないこと、及び人工肛門を造設した児童が自立して洗浄等することが見込まれないことから、建築物移動等円滑化基準を満たさなくても人的介助により、条例第14条に規定する「建築物特定施設を円滑に利用できる」として認められることに留意されたい。

３　施設利用者の特性等の確認が必要な場合は、区市町村の福祉部署等と連携して対応すること。